

逸を專とし、諫を聞入ず、自由をはたらき、掟を相守らず、みだりに財寶を費す者有ば、家老中申合せ、其者を退け、子孫の内より人柄を撰びて主君とし、國家を相續せしむべし、此趣は家老中能心得、銘々の子孫江申傳へ置べき事肝要なり、
右件之條々、堅永々相守可申事肝要也、

元和八戊年九月

右衛門佐殿

長政公
御書判

井上周防殿

小河内藏允殿

黒田美作殿

相山丹波殿

栗山大膳亮殿

〔貝原篤信家訓〕聖學須勤

一凡人たる者は、聖人のをしへを貴び受、つよく志を立て、人のみちをまなび知り、勤行ひて、君子とならん事をおもひ、つねにこゝろにかけ怠るべからず、これ聖學にこゝろざすのみちなり、

略○中

幼兒須教

一およそ小兒を教育るに、始て飯を食、初ものいひ、扱人の面を見て、悦び怒る色を知る程より、常にたえまなく教ふれば、やおとなしくなりて、誠る事なしやすし、故に小兒ははやく教べし、をしへいましむる事遅して、悪く癖に成ては、改る事なり難し、悪事多く間馴れば、後には善事ををしへても移らず、偽れる事、驕り肆なる事を、はやくいまして、必ゆるすべからず、幼よ